

クリーンセンター建設事業
環境影響予測評価実施計画書に対する
住民等からの意見と事業者の回答

平成19年2月

秦 野 市

秦野市伊勢原市環境衛生組合

秦野市伊勢原市環境衛生組合が現し尿処理施設(秦野衛生センター)廃止後の跡地で建設計画を進めている新たなごみ焼却施設(クリーンセンター)は、その施設規模(日処理量約200トン)及び敷地面積(約3.5ヘクタール)から、神奈川県環境影響評価条例(以下「県条例」という。)の該当事業となるため、クリーンセンターが周辺環境へ及ぼす影響を事前に調査、予測、評価する環境アセスメントの手続きが必要となります。

はじめに、平成18年8月16日付けで、「クリーンセンター建設事業環境影響予測評価実施計画書」(以下「実施計画書」という。)を神奈川県知事に提出し、県条例に基づく手続きを開始しました。その後、平成18年9月15日から同年10月30日までの46日間、県、本市、伊勢原市、平塚市及び中井町の公共施設において、実施計画書の縦覧を実施し、その結果、縦覧期間中に77名の方から88通の意見書が提出されました。

県条例では、次の段階の「予測評価書案」の取扱いとは異なり、実施計画書への意見に対して、事業者(事業実施者を含む。以下同じ。)としての見解を開示する規定はありません。しかしながら、本件事業を進めていくうえで、住民等への情報提供は極めて重要であり、県条例に規定はありませんが、環境アセスメントの実施方法を決める現段階において、事業者としてお答えできることは周知したいと考え、本資料「住民等からの意見と事業者の回答」をまとめました。

なお、環境保全上の見地から意見を求めることが県条例の趣旨でありますので、いただきました意見については、県条例の評価項目ごとに分類し、環境保全上の見地からでなく、事業そのものに対する御意見については、「その他」の項目として掲載しました。

御意見の中には、予測評価書案の段階にならなければ明確にお答えできない内容が多くあります。したがって、今後の綿密な調査と的確な予測評価を行うことが、基本的に皆さんの御意見にしっかりとお答えすることであるとと考えており、そうした作業の中で、周辺環境への影響を極力少なくするクリーンセンターの計画づくりを進めてまいります。

平成19年2月

秦 野 市 長
秦野市伊勢原市環境衛生組合組合長

クリーンセンター建設事業は、都市計画に定める(変更を含む)事業であるため、県条例上の位置づけとして、都市計画決定権者の秦野市が「事業者」となり、事業を実施する秦野市伊勢原市環境衛生組合は、「事業実施者」となります。

環境影響予測評価実施計画書に対する住民等からの意見と事業者の回答

1 大気汚染

意見の内容	事業者の回答
<p>1 大気汚染の予測方法について</p> <p>秦野は盆地であって、盆地内の地形も起伏に富み、随所に窪地や谷間があり、盆地内の空気の流れは極めて複雑である。河川上空では上昇気流が弱いことや接地逆転層が盆地内各地で発生することも多いことから、大気汚染の環境影響予測評価をする場合、ブルーム式やパフ式といった平地を前提とした一般的拡散式で行うことは不適當である。私は、有志とともにこの10年余にわたって市内の大気中二酸化窒素の測定を行って来ているが、測定の結果は二酸化窒素の発生源から均等に拡散するものではないことを示している。よって、大気汚染の予測を行う場合、予測地点への空気の流れ、予測地点での接地逆転層の発生状況等を実証する方法で行うべきである。クリーンセンター建設予定地は近くに金目川が流れているので、この川の上昇気流の弱さのもたらず影響や南東に屹立する権現山による空気の流れの影響などを入れた実証的な予測方法を行う必要がある。</p> <p>2 評価項目について</p> <p>1 で述べたように盆地内の空気の流れは複雑なので、風向・風速にしても秦野市消防署の計測値をクリーンセンター建設予定地やそれぞれの影響予測地点にそのまま適用できない。また、接地逆転層の出方も標高によって同一ではない。さらに煙突高59mとなると標高130～140mが排煙点となり、その排煙点と接地逆転層との関係や130～140m以上の標高をもつ地域への影響は気象条件によって大きく左右されるはずである。よって、気象を評価項目に入れ、単に風向・風速だけではなく接地逆転層の出方などを予測地点の標高、地形に即して調査すべきである。</p>	<p>御指摘の本市の環境特性等を踏まえて、クリーンセンター建設地(以下「実施区域」という。)では、地上気象調査(風向、風速など)のほか、上層気象調査を実施し、風向、風速、気温等の鉛直方向の変化を把握して、逆転層の出現状況などを調べます。</p> <p>また、地上気象調査は権現山山頂及び周辺5地点でも実施し、大気汚染評価物質濃度の調査は、実施区域及び周辺4地点で実施します。さらに、こうした現地調査とともに既存資料調査として、一般環境大気測定局(秦野市役所)の測定結果等の整理解析を行い、実施区域周辺の大気、気象の状況を総合的に把握します。</p> <p>また、予測については、長期平均濃度(年平均値)の予測と高濃度となる可能性が想定される接地逆転層崩壊時等の短時間の気象条件について予測を行います。予測式としては、環境アセスメントで実績のあるブルーム式、パフ式とともに予測の対象とする気象条件に適した予測モデルを採用します。なお、地形による大気への影響については、拡散シミュレーション(予測計算)及び風洞実験等により予測します。</p> <p>これらにより、大気、気象に関する綿密な調査と予測を行い、環境への影響を的確に把握し、その結果を予測評価書案で示します。</p>
<p>秦野市は本計画を、「あたかも平野のまん中で進める」かの様な言動を繰り返し、通り一辺の手続を進めているが、とんでもない誤りである。その最大のもの、既存資料調査(図4-1)、現地調査(図4-2)などに表れている。計画地周辺は平野のまん中ではなく弘法山とその山麓の複雑な地形と、複雑な風の吹き方をする状況下に加え、秋～春にかけてちよくちよく現れる接地逆転層現象ひん発地域(汚染大気が最も澁みやすい地)である。甘ったれるな、とぼけるな、と言いたい。まともに調べるなら、みかど、山谷、R246以</p>	<p>大気汚染評価物質濃度の現地調査については、実施区域のほか、周辺4地点で行います。具体的な調査地点については、地域環境の代表性を有すると考えられる場所を選定しますが、今後、ビル風等の気象条件、人家等の土地利用状況、観測機材の設置等を考慮し、公共施設を中心に適切な場所を選定します。</p> <p>なお、周辺大気の観測は、事業者が行うべきものですので、県環境科学センターによる移動測定局の設置は困難であります。</p>

<p>南の名古木は100mメッシュで、それ以外の市境地域でも500mメッシュで詳細、徹底した調査をしてしかるべきではないのか!?(だからこそ、私たちは最悪の立地だと主張している)</p>	<p>また、クリーンセンターの工事期間中及び供用開始後の事後調査計画については、予測評価書案で明らかにします。</p>
<p>季節毎又は月毎の風向(風速)による粉じんおよび煙突排ガス等の汚染物質降下の影響を、山(にぶつかり)麓に降下する予測を踏まえて、入沢地区に観測地点を設定し、データ収集を行い、安全性を示してほしい。また、入沢地区を含む東西南北等少くとも八方位地点と最多風向地点での大気汚染調査は必要である。</p>	
<p>大気汚染常時監視測定移動局(県所有)を設置し、環境科学センターの管理を予定されたい。測定項目は、二酸化硫黄、一酸化窒素、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、非メタン炭化水素、メタン、気象(風向、風速、温度・湿度)等がホームページで測定データ(速報値)が見れるシステムとされたい。</p>	
<p>調査地点を増やすこと。特に低地となる御門地区。建設が予定されている焼却施設は山の中腹になり、下降する大気の動きが問題となる。現在、二宮町で焼却施設周辺住民が裁判を起こしているが、ここは高い位置からの空気の下降が問題となっている。</p>	
<ol style="list-style-type: none"> 1 焼却排ガスには、多くの有毒物質が含まれています。徹底したごみ減量政策をとり、危険施設である焼却炉建設計画を中止してください。焼却の遺産で、ダイオキシン類、PCB、粒子状物質(PM)、トリクロロベンゼン、水銀、鉛、カドミウム、クロム、ヒ素、亜鉛など、多数の有害物質が大気中に排出されます。 2 その毒物の濃度は、施設近くと数キロ以内でもっとも高く、海外では焼却炉周辺住民の発ガン率の高さが問題になっています。市民の安全な生活を守るのが市の責務です。汚染施設計画はやめるべきです。 3 有毒物質の影響をもっとも受けやすいのは、小さな子どもたちや赤ちゃん、胎児です。喘息やアレルギーに苦しむ子どものためにも、有害な化学物質をまき散らす焼却炉建設計画は止めるべきです。 4 安全性を保証されたハイテク焼却炉のほとんどすべてが、実は基準値を上回る毒物を排出し、住民の健康をじわじわと侵食しています。市民に焼却炉の危険を訴える事で、ごみ減量への協力を求め、焼却に頼らない方法を選んでください。 5 予定地のすぐそばには、たくさんの公共施設があります。子どもたちを取り巻く環境を汚染する施設はなんであろうと建ててはなりません。 	<p>今後の現地調査及び予測評価の中で、クリーンセンターが周辺環境に及ぼす影響を明確にし、その結果を受けて、適切な対策を講じることにより、環境負荷の少ない安全で安心な計画作りを進めます。</p>
<p style="text-align: right;">< 19件 ></p>	

意見の内容	事業者の回答
<p>クリーンセンターの稼働で、いろいろな成分のガスが生成される。これらが大気中に排出されない保証はない。バグフィルターの故障の事例も報告されている。捕捉されない未説明のガス成分がないと保証できるのか。</p> <p>杉並病のように、何が原因か明かにされていない病気が現実に発生している。危険性をすべて排除できる保証のないものは建設すべきではない。特に、住宅や学校や病院が周辺にある場所を建設場所に選定するのは許されない。煙突の高さが59mでは接地逆転層によって排ガスが市内によどみ、拡散されない。</p>	<p>現在、煙突については、59mの高さを設定していますが、今後の予測評価の段階で、風洞実験や拡散シミュレーションの結果を踏まえつつ、景観面にも配慮するなど、総合的な判断を行ったうえで適切な高さを設定します。</p> <p>いずれにしましても、今後、綿密な現地調査と的確な予測評価を行い、クリーンセンターの稼働による周辺環境への影響を明らかにして、適切な対策を講じることにより、環境負荷の少ない安全で安心な計画作りを進めます。</p> <p>そうした検討結果を踏まえた計画内容は、予測評価書案で提示します。</p>
<p>クリーンセンターの稼働により、二酸化硫黄や浮遊粒子状物質、二酸化窒素の発生が予測されるが周辺に人家、病院、学校があるため、これらの発生は困る。</p>	
<p>住宅等と隣接しており大気汚染はさげられない。立地から風向き等、悪条件があるのではないか。</p>	
<p>秦野は盆地であるため接地逆転層が発生すると、盆地の上に蓋が出来たようになる。焼却炉の煙がこの蓋の中にももると、秦野盆地の大気は非常に汚染され、住民の健康上大問題になる。車の排ガスとあいまって大変なことになるので、盆地内の低地にクリーンセンターを設置すること自体、とり返しのつかないことになるのではないか。</p>	
<p>秦野市は盆地であり、建設予定地は市内でも一番低い場所であること。煙突の高さが約50メートルと権現山より低い位置になるため公害を心配する市民の声が聞かれます。公害が発生しない対策をしてほしい。</p>	
<p>クリーンセンター建設位置に煙突の高さ59mが立つ予定だが、接地逆転層によって秦野の盆地にダイオキシン等が沈殿し蓄積され市民の健康が破壊されると考えられるが、絶対大丈夫という根拠を示してもらいたい。</p>	
<p>秦野盆地の気象的な特徴として、排ガス等汚染物質が溜まり易いこと、更に煙突の高さは59mとあるが、大丈夫という根拠はあるのか。弘法山の麓という立地条件としても最悪である。</p>	
<p>予定地の周辺地形から排気ガスが滞留または秦野盆地には逆転層が形成されると聞いておりますので、その点からも市街地への影響をどのように除くお考えか、実施計画書からだけでは不明で不安に感じます。</p>	
<p>盆地特有の気象を無視すべきでない。特に接地逆転層にふれられていないのは問題である。</p>	
<p>盆地には、接地逆転層の問題があり、大気汚染に弱い地形である。接地逆転層問題は、評価項目の第一に挙げるべきである。</p>	

意見の内容	事業者の回答
<p>煙突の高さが59メートルというが、接地逆転層によって盆地に汚れた空気が澱むのではないか。大丈夫という根拠を示して貰いたい。 < 2件 ></p>	
<p>秦野市は盆地だから排気が秦野市全域に充満すると思われる。どうやって盆地の外へ放出するか。煙突を高くして大気に拡散させるだけでしょ。</p>	
<p>煙突から排出されたガスが秦野盆地に滞留し大気汚染とならないか慎重に調査してほしい。</p>	
<p>煙突の長さは59mとなっていますが、私の居住地から毎日見る清掃工場の煙突は海拔150m位のところにあり、さらにその煙突は40～50mあり海拔で排気は200m位のところへ放出されている。燃焼方式が異なるというものの近隣に排気ガスが拡散されずに影響を与えるではありませんか。</p>	
<p>秦野盆地の中でも最も低い所にある地にクリーンセンターはふさわしくない。風向風速についてもっと詳しく調査すべきではないか。</p>	<p>風向風速については、地上気象調査として、実施区域及び権現山山頂で1年間通して調査するほか、周辺5箇所ですべて4季に各1週間の調査を行います。</p>
<p>局地予測を周到に行うこと。 秦野盆地という滞留しやすい地形、複雑な尾根や谷、激しい交通量の東名高速や国道246号線など、秦野は普段でも大気汚染が県内でも2番目と聞く。大気シミュレーションは一般的に平地を想定して行われている。今年度行われた県のアセスの川崎扇島のパワーセンターも平地だった。実際は土地の高低がありそれによって有害物質が収束して降下する現象が予測される。第二の二宮町とならないよう、検討は十分にすること。</p>	<p>ご指摘の内容も踏まえ、クリーンセンターの周辺環境に及ぼす影響を予測評価書案の段階で明確にします。</p>
<p>1 焼却炉の稼働により、ダイオキシン類は必ず生成される。焼却炉からの排気ガスが危険なものではないといえるのでしょうか。具体的な安全対策を問いたい。 2 弘法山の裾野の関係から、風向・風速により、排出される煙が周辺によどみ、人体に悪い影響が生じないか。 3 クリーンセンターの稼働によって、二酸化硫黄や二酸化窒素の発生が予測されるが、周辺には人家や病院・学校もあり、健康破壊にならないか。 以上の観点から、周辺住民の基本的な同意と、健康上の安全が保障されない計画には賛同できない。</p>	<p>ごみの焼却に伴い、焼却施設内部でダイオキシン類は発生しますが、ごみ焼却施設におけるダイオキシン類等の対策は確立されています。クリーンセンターでは、最新の設備を導入し、法律の規制値よりも厳しい排ガスの計画目標値を設定して、安全な処理を行ってまいります。 周辺環境への影響を極力低減するように計画していますが、今後、ご指摘部分の確認も含めて、環境アセスメントの手続きを進めます。</p>
<p>焼却炉から発生する有害ガスによりぜんそく、心臓発作、がん、うつ病、糖尿病、リウマチ、先天性障害、出産異常などがはつきり裏付けられているとききます。この様なゴミ焼却炉はいりません。絶対に反対します。</p>	
<p>ダイオキシンの人体への影響を心配しています。焼</p>	

<p>却炉の温度帯によって必ず生成されてしまうというダイオキシンが秦野盆地に蓄積されるようなことは、さけて下さい。</p>	
<p>生ごみを燃焼すれば猛毒のダイオキシンが発生するが、最終処理をどうするのか。</p>	<p>一般的に、水銀や鉛等は揮発しやすいとされていますが、ごみ焼却施設では、排ガスを急速に冷却することにより、その大部分が凝縮して固体となり、ろ過式集じん機(バグフィルタ)で、ダイオキシン類とともに、ばいじんとして捕集されます。</p>
<p>ダイオキシン類や水銀、鉛など多くの有害物質が含まれている焼却排ガスの「ゴミ焼却炉」には絶対反対します。造らないで下さい。</p>	<p>なお、水銀については法律上の排出規制基準はありませんが、過去の社会問題化の状況も考慮し、予測評価の対象とし、その計画目標値についても今後設定いたします。</p>
<p>現在稼働中の伊勢原や二宮の焼却場周辺のダイオキシン、他、有害物質の数値はどの位か数字で示し、無関心でいられる人達に警鐘を発して下さい。</p>	<p>伊勢原清掃工場及びその周辺土壌等におけるダイオキシン類の測定は、毎年1回実施しており、その結果は秦野市伊勢原市環境衛生組合のホームページ等で公表しています。</p>
<p>P86、表3-3-5(1)公害防止に係る計画目標値の大気質の各項目、目標が甘いのではないか。県内では、相模原南清掃工場の建て替え計画が本計画に一步先んじているが、比較してみると、ばいじんは2倍、硫黄酸化物は3倍、塩化水素は5倍、窒素酸化物は約1.7倍、一酸化炭素と水銀の項目は無しである。「法規制値以下ならいいだろう」とでも言いたげだが、法規制値は真に医学的な住民を守る値ではなく、政治決着された妥協の産物でしかない。相模原南より後になるのだから、当然より厳しい計画目標値を設定してしかるべきだ。</p>	<p>公害防止にかかる計画目標値については、他の事例等から問題のない数値と考えていますが、今後の現地調査及び拡散シミュレーション等の予測結果を踏まえて、最終的には予測評価書案の段階で決定していきたいと考えています。</p>
<p>SPM (PM2.5以下) の調査を行うこと。 特に PM2.5 以下の粒子の状況。建設後の挙動を明らかにすること。</p>	<p>環境基本法に基づく環境基準は、浮遊粒子状物質(粒径が10マイクロメートル以下のもの)について規定されていますので、10マイクロメートル以下の粒子について日本工業規格(JIS)に基づいて測定します。また、PM2.5に関しては、現在国等において実態把握や人体への影響等についての研究が進められていますので、その動向を把握し適切に対応します。</p>
<p>クリーンセンターが稼働すると、ごみ収集車が沢山集まるようになる、浮遊粒子状物質や二酸化窒素を撒き散らされては困る。周辺は小学校や高校・病院コンビニや店舗、一般住宅も密集しているから迷惑である。</p>	<p>クリーンセンター稼働後のごみ収集車の通行による大気環境への影響についても、予測評価書案の段階で明らかにします。</p>
<p>計画書では、59mの煙突と最新の排ガス処理で排ガス問題はクリアーできるとなっているが、計画における焼却方式と云えども、完全無欠なものでなく、計画書も59mの高煙突で拡散を計画しています。 59mの煙突・排出口は、周辺の弘法山を散策するハイカーに排煙を浴びせる高さです。秦野盆地に冬季発生する接地逆転層は排煙で滞留させる恐れが十分に考えられます。</p>	<p>排煙がハイカーに直接影響を及ぼすことはないと考えていますが、煙突の高さについては、今後の調査結果などを踏まえ、予測評価書案の段階で再度示します。</p>

意見の内容	事業者の回答
<p>盆地である秦野の中心部に計画されているが、深刻な大気汚染が広がると思う。評価項目の地象、地形、地質の欄に「・・・特筆すべき地形、地質ではない・・・」とあるが、弘法山北西の複雑地形を考えるとその評価は納得がいかない。本計画には反対します。</p>	<p>神奈川県環境影響評価条例(以下「県条例」という。)の評価項目の「地象(地形・地質)」とは、文化財又は学術的に貴重な地形・地質であり、実施区域及び周辺には存在しないため、評価項目に選定していません。</p> <p>大気への影響予測については、拡散シミュレーションや風洞実験等により地形の影響を考慮して行います。</p>
<p>東京・杉並区の清掃工場(清掃工場建設でも環境アセス実施した時は問題がないが)の周辺住民に清掃工場の大気汚染が原因と思われる奇病が出ています。住宅密集地域のなかにクリーンセンターからの排気ガスが予測でき危険なもので無いと断言できる根拠を示してください。</p>	<p>ご指摘の杉並区の施設は、ごみ焼却施設ではなく不燃ごみの中継施設であります。</p> <p>クリーンセンターが周辺環境に及ぼす影響については、今後の環境アセスメントの現地調査及び予測評価の中で明確にし、適切な対策を講じることにより、環境負荷の少ない安全で安心な計画作りを進めます。</p>

2 水質汚濁

意見の内容	事業者の回答
<p>今の世の中何でも捨てる時代なのに要監視項目、農薬項目、指標項目が評価細目にされていないのはおかしい。もっと徹底した市民への意識を変えていく努力をした方がいい。せっかくこのすばらしい秦野の自然がめっちゃくちゃになっていくと感ずます。この計画には反対です。秦野の名水はなくなってしまうのか。</p>	<p>本事業の主な排水であるプラント系の排水はクローズドシステムとして施設内で利用するため、河川等の公共用水域への放流は行いません。</p> <p>また、生活排水及び洗車排水を浄化槽処理後西沢に放流しますが、それらの性状を考慮し、生活環境項目等の水質自体は評価しますが、御指摘の要監視項目等については、影響はないと考え、評価項目には選定していません。</p>

3 土壌汚染

意見の内容	事業者の回答
<p>大気汚染物質（粉じん・煙突排ガス）の降下地点の土壌調査を行う。その期間は1年間ではなく長期間（少くとも数年以上）調査し、安全性の確立を図っていただきたい。</p>	<p>施設供用開始後の煙突排ガスによる周辺の土壌汚染への影響については、今後の予測評価の結果を踏まえて長期にわたる影響が把握できるように、予測評価書案の段階で、調査時期、調査地点等を明らかにします。</p>

4 騒音・振動

意見の内容	事業者の回答
<p>秦野市民のいこいの公園、弘法山は、偉大な宝物です。静かさをやぶる、工事の車や収集車の走行は、ふさわしくないです。</p>	<p>クリーンセンターの建設工事期間中及び供用開始後において、適切な騒音等の対策を行う事を前提に、今後、予測評価を行い、その結果、影響が生じると考えられる場合には更に対策を講じて騒音等の影響を極力低減します。</p>
<p>解体工事や実際の建設工事の工事車両や騒音は勿論、稼働後の搬入車両の走行が及ぼす、周辺への影響は深刻である。</p>	
<p>建設工事の時大きな騒音が長期にわたって出ると思われる。すぐ近くに病院があるため病人に悪い影響が出るからやめてほしい。</p>	
<p>ゴミ収集車がクリーンセンターに集中するための振動騒音が周辺民家に与える影響を心配。</p>	
<p>建設において、大型車輛等関係車が相当量出入りするが、その騒音や振動は多大になると思われる。その辺は大丈夫か。また住民との合意があるのか。</p>	
<p>実際の運転にあたって、騒音や振動はあると思うが住民生活に悪影響を及ぼす。</p>	
<p>振動で精神不安定の人を大量につくる心配をしています。</p>	

5 悪臭

意見の内容	事業者の回答
<p>クリーンセンターからの悪臭がもれないようにするというが、完全に防げるのか、心配だ。又、ごみ収集車の走行中に生ごみからの悪臭、汁がたれて悪臭がしないか心配だ。たくさんのごみ収集車が集まるので、見た目からの心理的悪臭はどうするのか、観光地弘法山にとっても、周辺住民にとってもふさわしくない。</p>	<p>今後の現地調査及び予測評価により、クリーンセンター稼働時及び休炉時の影響を明らかにして、適切な対応を講じます。 また、収集車両からの悪臭についても予測評価書案において対策を明らかにします。</p>
<p>悪臭が漏れないようにするというが収集車が集中するため安全に出来るか高圧ガスの発生も心配</p>	
<p>現代人の臭いについての感じ方は、ひどく敏感になっているので、すごく苦痛を強いることになると思います。対策は万全かどうか。</p>	

6 廃棄物・発生土

意見の内容	事業者の回答
<p>溶融スラグは、安全性、経済性、技術面に多くの問題があり、資源化は困難である。(スラグが処分活用できずに野積みになっている)</p>	<p>溶融スラグについては、昨年7月にコンクリート用溶融スラグ骨材と道路用溶融スラグの2つの規格がJIS化されました。今後、本市及び伊勢原市の公共事業での活用など、資源としての活用を検討してまいります。</p>
<p>日本は、ハイテク産業を支えるレアメタルのほとんどを海外から輸入し、常に高い供給リスクにさらされている。そのため日本政府は、海外への依存率が高いレアメタル7種を指定し、国内基準消費量60日分を目標備蓄を行っている。それら金属の世界の消費量に占める日本の消費割合は高く、例えば、コバルト29%、モリブデン15%、バナジウム10%、マンガン6%という具合である。(2004年度)。ところが、こうした供給リスクが高いレアメタル資源が、実は日本にも眠っている。廃棄物である。しかも、回収が義務づけられている自動車や家電製品、電子機器は当然として、家庭等から排出される可燃物の中にもレアメタルが含まれている。</p> <p>東京都立産業技術センター・ライフサイエンスグループの白子氏はこうした可燃物に含まれるレアメタルの回収方法を開発した。可燃物は焼却炉で燃焼されると約20分の1が灰として残る。その灰は1200～1700度の高温で溶融処理されると、灰の3分の1が溶融スラグとして取り出される。これらの溶融スラグは現在、骨材や路盤材として日本工業規格化され再利用されている。ところが、高温で溶融処理を行うと溶融飛灰(煤塵)が発生する。煤塵は溶融炉の煙突部のバグフィルターに捕集されるが、有毒重金属を含むため、従来、有毒成分が外部に流出しないように化学物質で重金属を固定した後、セメント固化などを行って最終処分場に捨てていた。</p> <p>白子氏はこの捕集した溶融飛灰を水を浸して重金属等を抽出し、無添加ポリエチレンフィルムに吸着させて、回収する方法を開発した。現在、ポリエチレンフィルムに代えて、より表面積の大きく吸着しやすいポリエチレン繊維を使って実用化を目指している。ポリプロピレン、セルロースなど、繊維であればどんなものでも利用できる。白子氏が考案したレアメタル等の回収法を用いれば、各清掃工場ごとに小規模の施設を設置するだけで、貴重な重金属の回収が可能になる。</p> <p>白子氏はこのレアメタル回収法の事業化に向け、この11月に開かれる廃物学会で、その後の実験データを公開する予定である。</p> <p>以上のように稼働時における廃棄物・発生土として評価項目に組み入れていただけるようご配慮のほどお願い致します。</p>	<p>ご提供いただきましたレアメタル(希少金属)の回収方法については、今後の参考とさせていただきます。</p>

7 気象

意見の内容	事業者の回答
気象についてなぜ、項目に入っていないのか。風向によっては、弘法山の反対側の北矢名、南矢名にガスが流れるのではないか。	<p>県条例の評価項目の「気象」とは、土地の形状の変更行為又は工作物の設置によって変化する風向及び風速（いわゆるビル風など）であり、本事業については計画建物が気象に及ぼす影響があると考えられる範囲（計画建物の高さの2倍の範囲）内には住居等が存在しないことから評価項目に選定していません。</p> <p>なお、大気汚染の項目で、1年間の地上気象調査（風向、風速、気温等）季節ごとの上層気象調査を行い、地域の気象の特性を把握し、大気汚染の予測評価に反映させます。</p>
評価項目の選定で、気象、水象、地象を抜かないこと。特に気象は重要であり、大気の動きの把握は絶対必要。	
盆地であるこの秦野の地であるのに評価されないというのは納得できない。	
秦野盆地の特性に配慮すべきと思う、接地逆転層のこと心配です。	
工事中はもちろんのこと、公害が充分考えられる気象項目を評価に入れていないのはおかしい。	

8 地象

意見の内容	事業者の回答
P96地象 - 地形、地質の項目が×になっています。活断層の有無、状況等については調査は済んでいるのでしょうか？	<p>県条例の評価項目「地象（地形・地質）」とは、文化財又は学術的に貴重な地形・地質であり、実施区域及び周辺には存在しないため、評価項目に選定していません。</p> <p>活断層については、「神奈川県活断層調査報告書」によれば、実施区域上には存在していませんが、建築基準法に基づき万全な耐震設計を行い安全な施設とします。</p> <p>また、本事業は基本的に現況地形を活用し、斜面の切土は、限られたごく一部で行う計画であります。また、プラント排水はクロード処理とし、河川には放流しません。さらに掘削にあたっては、剛性及び遮水性が高い土留工法を採用することから、「地象」及び「水象」は評価項目として選定していません。</p>
地形・地質が評価項目から除外されていますが、最近各地で潜在的活断層が発見されていることから、調査項目に加えるよう希望します。	
水象、地象について、傾斜地の崩壊等徹底した評価を望み本計画には反対します。	

9 植物・動物・生態系

意見の内容	事業者の回答
<p>供用開始後にまったく項目選定されていないのは論外としか言いようがない。「秦野はこれほど自然を大切にしている」と、どうしてアピールできないのか。本実施計画に反対します。</p>	<p>本事業では、土地の改変による植物、動物、生態系への影響を考慮して、建設工事中の影響に対する予測評価を行います。</p> <p>ご指摘の供用開始後の植物・動物・生態系への影響については、施設の稼働に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音等の各評価項目の予測評価結果から把握できると考えています。</p>
<p>評価項目で供用開始後に評価されないというのはおかしい。</p>	<p>動物相の調査回数は、神奈川県環境影響評価技術指針解説に記載の標準的な回数に沿って設定しています。基本的に本事業は、現況地形を活用し、自然環境の改変を極力少なくしています。また、工事中の影響は一時的なものであるため、適切な回数と考えています。</p> <p>また、鳥類調査において希少猛禽類の生息が確認された場合は、「猛禽類保護の進め方」(環境庁自然保護局野生生物課編)を参考に2営業期調査を行うものとします。</p>
<p>鳥類、昆虫類の調査回数はそれぞれ年間6回、両生類、爬虫類は3回しか行われません。鳥類、昆虫類は常に移動している種が多く、植物も含めて絶滅あるいは減少の過程にある種が増え続けている現状からみても、これでは十分な調査とはいえないと思います。また、実施区域あるいは関係地域内に絶滅危惧種に指定された鳥類が営巣している可能性はかなり高いと推定できます。十分な時間をかけた、より徹底した調査計画に改めてください。</p>	<p>既存の資料調査として、ご指摘いただきました「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」も含めて、地域の生物の状況を把握するとともに、実施区域周辺の現地調査を行って、予測評価書案に記載します。</p>
<p>事業地は県立自然公園である弘法山に隣接しています。弘法山公園は「かながわの探鳥地50選」「関東の富士見百景」に指定され、同時にバード・サンクチュアリ、つまり野鳥の聖域でもあります。</p> <p>この7月、「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」(以下レッドデータブック)が発行されました。旧レッドデータブックの11年ぶりの改訂版です。それを見ますと現在、県内では10年前よりも多くの生物が絶滅または減少の危機に瀕している実情がくわしく記載されています。</p> <p>たとえば植物ですが、計画書によれば秦野市教育研究所の調査で市内の植物は400種以上(あまりにも少なすぎます)とのことですが、レッドデータブックでは県内の絶滅危惧種、準絶滅危惧種の植物は531種があげられており、市が把握している数をゆうに超えています。事業地周辺の鳥類については150種程度とされていますが、レッドデータブックによれば県内の絶滅危惧種、希少種などの合計は116種にのぼっています。同じく昆虫は437種です。たとえば鳥類ですが、モズ、ヒバリ、アオジ、キセキレイ、セグロセキレイ、ツバメなど、これまで比較的身近に見られたものが繁殖期における絶滅危惧種や減少種に指定されています。特に弘法山周辺には絶滅危惧種であるオオタカ、ノスリ、サシバなどの猛禽類がしばしば観察されます。オオタカ、ノス</p>	<p>既存の資料調査として、ご指摘いただきました「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」も含めて、地域の生物の状況を把握するとともに、実施区域周辺の現地調査を行って、予測評価書案に記載します。</p>

りは丹沢山麓や中井町・平塚市からも飛んできます。これは事業地周辺の生態系がいかに豊かに保たれているかを示しています。

このような自然の豊かな地域に、よりによってゴミ焼却場など建設すべきではないと思います。なにしろ、弘法山の展望台にのぼってみれば足下の緑の向こうに秦野盆地が一望でき、開発が進んでもう残っている自然はわずかしかないのですから。

環境影響評価項目(評価細目)として「水生生物」が選定されていますが、そこに記載された

調査内容、調査手法等は極めて不十分であると思われる。具体的には以下に記すとおりです。

(1) 魚類の調査方法について

水生生物として調査を行う項目(生物群)は「魚類」のみとし、調査方法は「踏査による目視観察で生息種を確認する」とありますが実際には、目視観察のみで調査対象河川の魚類生息状況が把握できるとは到底思われません。目視観察ではっきりと識別できる魚は、せいぜい大型のイロゴイ(ニシキゴイ)くらいでしょう。

調査対象となる河川は金目川に流入するごく小規模な細流ですが、その付近の金目川本川(中流域)の方は比較的豊富な魚類相を示しています。そのため、対象河川にも、県のレッドデータブック(2006)で挙げられている種のうち、絶滅危惧種(ⅠB類)のホトケドジョウ、準絶滅危惧種のアブラハヤ、ウグイ、シマドジョウ、オオヨシノボリなどが生息する可能性があります。もちろんそれ以外にも、いわゆる普通種であるオイカワ、ギンブナ、ドジョウ、トウヨシノボリなどの回遊魚の遡上も認められるかも知れません。そのような魚類生息状況(生息位置、生息量、等)を、踏査による目視観察だけで把握するのは、まず無理に等しいでしょう。

以上から、魚類調査方法としては、タモ網・サデ網等による採捕を基本とし、場所によっては投網、セルピン、定置網などを使用した採捕調査を併用して行うべきです。目視観察はあくまで補足的なものになります。

(2) 調査時期について

「春・夏・秋・冬に各1回実施」とありますが魚類の生態特性(移動・回遊・繁殖等)を考えると、杓子定規に春夏秋冬の各季節に1回調査を行う必要はないでしょう。それよりも、年間に計4回調査を行うのであれば、魚類の活動が不活発となる冬季は省略して、その代わりに春季を2回(早春と晩春)にした方がよいと思います。

(3) 調査範囲について

水生生物の調査範囲は、「西沢の金目川合流部付

(1) 調査方法について

調査方法につきましては、頂いたご意見も踏まえ、今後現地踏査等を行い目視観察及び、捕獲など適切な方法を選定していきます。

(2) 調査時期等について

調査時期については、神奈川県環境影響評価技術指針解説に記載の標準的な回数に沿って設定しています。

また、本事業は、現況地形を活用することを基本としているため、土地の改変は小さく、また、その影響は一時的であり、さらに工事中は沈砂池等により濁水の河川への流出を防ぐ計画としているため、影響の範囲は小さいものと考え、水生生物の代表として魚類を調査し、調査範囲も西沢のみとしました。こうしたことから、調査時期及び範囲は適切であると考えています。

近まで」としています。しかし、金目川本川との魚類の往来(遡上・降下)を考えると、支川だけを調査対象としてそれに連なる本川を対象外とするのは不十分であり、合流後の金目川の上・下流についても調査対象範囲に含めるべきでしょう。調査範囲の目安としては、金目川合流点の上・下流200～300m程度、あるいは堰堤等が存在すれば、そこまでの範囲。

(4) 魚類以外の水生生物について

河川の水生生物には、魚類以外にも底生動物(貝類、甲殻類、水生昆虫類等の水生無脊椎動物)、付着藻類、水草などの生物群があります。そのうち、底生動物については、調査対象水域に貴重種が生息する可能性もあることから、調査対象項目に加えるべきだと思われます。

底生動物相の貴重種として考えられるのは、環境省 RDB では貝類のモノアラガイ、マルタニシ、県 RDB では昆虫類のカメムシ目(コオイムシ、オオアメンボ、など)コウチュウ目(ゲンゴロウ類、ガムシ類、ミズスマシ類、など)が挙げられます。

10 景観

意見の内容	事業者の回答
<p>浅間山権現山弘法山とつらなる山並に59mもの大きな煙突が突然現れることを想像しただけでも景観はそこなわれるであろう。</p>	<p>煙突については、景観への影響に十分配慮するとともに、着地濃度に関しても近隣事例を参考に概ね60mの高さで相応に低減できると見込みました。また、航空法の規定による制約も考慮しています。</p>
<p>私の住む南が丘からは、数十km離れた横浜のゴミ焼却炉の煙突と煙が見えます。もし秦野市に59mもの長大な煙突（おそらく白と赤色に塗り分けられて）がたつことになれば、秦野市の景観は一変してしまいます。市内各所からだけでなく丹沢の峰々や登山道、弘法山をふくむ関東ふれあいの道、渋沢丘陵、震生湖付近からもその醜悪な姿が見えるでしょう。風向きによっては弘法山の展望台にも排ガスが吹きつけるかもしれません。</p>	<p>「大気汚染」の項目でも記載しましたが、今後は、拡散シミュレーションや風洞実験を行い、地形の影響、建物によるダウンドラフトの影響を検討し、大気環境への影響を極力低減するという考え方を基本に、景観面等の要因も考慮して、必要と判断した場合には煙突の高さを見直すことも含め適切に設定いたします。</p>
<p>秦野の観光資源は美しい山と緑しかありません。そのなかで弘法山は丹沢大山国定公園と首の皮一枚でつながっている自然公園特別地域です。なぜ、そこに隣接してゴミ焼却場なのでしょう。最近制定された市の景観条例の理念にもたちかえて見直しをしてくださるようお願いいたします。</p>	<p>なお、白と赤の塗り分けは、航空法の規定に基づく昼間障害標識の表示方法であります。クリーンセンターの煙突の高さ（59m）では、同法に該当しませんので、この表示は必要ありません。</p>
<p>景観について、特に煙突の高さである。なぜ無害なのに60米にするのか問題がなければ20米でも良いはず。60米にする理由を明らかにすべきである。市の景観条例にも違反するものである。</p>	<p>また、景観条例については、今後、所定の手続きを経て、条例に適合した計画としてまいります。</p>
<p>弘法山にクリーンセンターをつくることに反対します。その理由は、弘法山の景観が損なわれるからです。春の桜まつりをはじめ、秦野市の楽しい行事が弘法山で行われています。ここにクリーンセンター（ごみ焼却場）がつくられたら周囲の自然とつり合いのとれない景観が出現し、弘法山公園は殺風景なものとなります。</p>	<p>クリーンセンターの建物については、周囲の景観との調和に十分配慮し、極力高さを抑えるとともに、弘法山側に向かって徐々に高くしていく計画ですが、今後の予測評価書案の中で、具体的な計画を提示し、影響を明らかにします。</p>
<p>雑木林とすみれなどの山野草を生み出す弘法山が、大きな建造物の出現でこわされるので慎重な選択をして下さい。</p>	
<p>建設予定地は市の中心部からも近く、多くの住宅や学校などの公共施設も存在する地域です。市民生活への好ましくない影響は避けられません。また秦野市の代表的な名勝地である弘法山の直下にあるため、環境上、景観上の悪影響が、名勝地のイメージダウンにつながることは必至です。</p>	
<p>景観について 県民、市民に親しまれている弘法山麓に設置である、場所が悪すぎる</p>	
<p>観光地、弘法山と大きなミスマッチングである。観光客が減る。</p>	

意見の内容	事業者の回答
<p>公園の麓にクリーンセンターを建設されれば、ごみ収集車の走行とともに景観を大きく害する。</p>	<p>ごみ収集車の走行による影響については予測評価書案の中で明らかにします。</p> <p>なお、ごみ収集車は、県道秦野二宮線側からの進入を原則とし、弘法山公園内の市道7号線の通行は極力避け、ハイキング等の観光客の皆さんに配慮したごみの搬入に努めます。</p>
<p>クリーンセンターは、大きな建築物です。観光地の弘法山にふさわしくない。弘法山にハイキングに来る人にとって、ごみ収集車が何台も走行している状態は自然を求めてくる人にとってガッカリだ。建設はやめるべきだ。</p>	<p>予測評価書案の中で影響の有無を明らかにします。</p>
<p>県内から多くのハイカーが訪れています。立派すぎる展望台があり、多くの人が登って、四方の景色を楽しんでいると思いますが、クリーンセンターは不適切、お腹の底から深呼吸して良い空気を吸う姿にあわれさを感じます。秦野市民の良識を疑われるばかりだと情けなくなります。</p>	<p>安全、安心を最優先とし、そのうえで外観等にも十分に配慮するという考えであります。</p>
<p>市は既設のし尿処理施設の一部を解体して現況の地形を利用した計画であると説明しているが、自然環境と調和するようなデザインや緑地など、外観だけの問題だけではない。</p>	<p>安全、安心を最優先とし、そのうえで外観等にも十分に配慮するという考えであります。</p>

1 1 レクリエーション資源

意見の内容	事業者の回答
<p>ごみ収集車が頻繁に走るようでは、ハイキングコースとしての価値が損なわれる。</p>	<p>レクリエーション資源としての弘法山公園等への影響の有無については、予測評価書案の中で明らかにします。</p>
<p>市内の人も、東京や横浜などからも弘法山へのハイカーがたくさん訪れる。レクリエーションの場所にこのような施設および車の走行はふさわしくない。資源を台無しにする。</p>	
<p>秦野市は大自然を観光資源としているのに、弘法山の山腹にクリーンセンターの威容はふさわしくない。ごみ収集車の集まる観光地に遊びに来る人は居なくなってしまいます。</p>	
<p>人間の心身の健康維持にとってその季節毎の弘法山ハイキングは、大きな役割を果たしています。大切にしてほしいです。</p>	
<p>クリーンセンター建設位置の環境問題は県民等憩いの場として県立自然公園の登山道と隣接している自然公園を台無しにする自然環境の破壊の計画である。</p>	
<p>手頃なハイキングコースとして親しまれている弘法山を訪れる人達にとって余りにも配慮がなさすぎる。</p>	

1 2 安全

意見の内容	事業者の回答
<p>クリーンセンター稼働でまだまだキケンがあると思うので心配。</p>	<p>綿密な現地調査と的確な予測評価を行い、クリーンセンターの稼働による周辺環境への影響を明らかにして、適切な対策を講じることにより、環境負荷の少ない安全で安心な計画作りを進めてまいります。</p>

1 3 アセスメント全般

意見の内容	事業者の回答
<p>今後予定されている第2東名や国道246号線バイパスの建設も考慮すること。これらの計画が起きれば反対することは秦野市レベルでは不可能であり、検討可能な今回の焼却施設で十分な予測評価を行わないと住民の健康を守ることは出来ない。</p>	<p>環境影響予測評価制度では、今回の対象事業である「クリーンセンター建設事業」について影響を予測評価することになります。なお、第二東名自動車道や国道246号バイパスの建設計画については、これらの事業の計画熟度等をヒヤリングし、必要に応じて予測評価書案に記載します。</p>
<p>評価項目および選定しない理由の一覧表は欺瞞に満ちたものです。すべての項目は工事着工後に行うもので、事前の調査は皆無です。気象を例にとればそこに住宅がないからとなっており調査項目から除外されております。しかし権現山には立派な展望台があり、秦野全市が眺められ、富士山眺望の絶好のポイントであり、多くの市民やハイカーが毎日訪れているところです。弘法山と呼ばれる地域全体が秦野市にとって貴重な財産、文化財ではないのですか。私は、少なくとも「大気汚染」「気象(特に風向、風速)」「植物・動物・生態系」「レクリエーション資源」などの項目は、建設着工前に十分な調査をして市民に結果を公表すべきです。</p> <p>提出されている「環境影響予測評価」はいわゆるアセスメントではなく、事後評価に過ぎない。このような調査は無意味であり、やるべきではないと。</p>	<p>実施計画書94頁に記載の表4-2「対象事業に係る評価項目(評価細目)の選定結果」の見方ですが、クリーンセンター建設事業の工事中や工事完了後、供用開始後の時期について、影響が想定される評価項目(細目)にしるしをつけ、全て事前(工事着工前)の段階で、その影響について調査、予測、評価を実施し、予測評価書案にその結果を記載するというを示しています。</p> <p>なお、建設工事は、その予測評価書案の手続きが終了しなければ着工はできません。</p> <p>また、クリーンセンターの工事中と供用開始後の事後調査の計画は、予測評価書案の中で提示します。</p>

1.4 配慮事項

意見の内容		事業者の回答
地震等の自然災害による二次災害	大地震が近い将来くるというので、心配です。	地震等の自然災害にも備えた計画としていますが、ご指摘も踏まえて、安全対策に万全を期してまいります。
	大地震は県下には必ず起こると科学者が早くから予測している時、焼却物が山を背にしては、山地の崩壊による影響は、人家にも及ぶこと確実です。事前に充分調査をしてからかからねばなりません。昨今の建築物の事故、交通の大惨事、回転ドアの事故など、建造物による被害はなくなりません。この原因は調査の不充分と事故例から教訓を引き出していないところにあります。安全第一、そして市民の生命と財産を保全するに充分、市民を納得させ得る自信と責任の有無をきびしく問いたいと思います。	
温暖化	温暖化の最大原因となるCO ₂ の検査をしてほしい。	本事業では焼却により発生する熱エネルギーを回収し発電を行い、工場内での利用や売電により、総体的にCO ₂ の発生抑制を図る計画です。これらの内容は、予測評価書案の中で地球環境保全上の配慮事項として、「温暖化の防止措置」を選定し、温暖化防止に貢献する内容や効果を検討し記載します。
	地球温暖化が問題となっている折から、余熱で発電することだけにとどまらず二酸化炭素の排出削減についても適正な対策を講じるべきではないかと思いません。	

1.5 その他

各評価項目に該当しない御意見は、「その他」の項目に分類いたしましたが、その中から、「事業の必要性等」、「安全性」及び「周知範囲」の3点について、次のとおりお答えします。

(1) 事業の必要性等について

ア 180t/日焼却施設の現状等について

伊勢原清掃工場 180t/日焼却施設は、平成3年から6年にかけて行った炉の改造から12年が経過しており、今後、クリーンセンターの稼働までには5年以上の期間を要するため、一般的な耐用年数である15年を超える状態になります。

また、基本的な施設の能力として、180t/日焼却施設のごみピットは、2日分程度のごみ(約360t)の貯留ができるものの、修繕等により長期間焼却を停止する場合には、その間のごみ処理を他の自治体(近年は高座清掃施設組合)にお願いしている状況があります。このように修繕等で一時的に他の自治体で受け入れていただくことは可能でも、施設が停止してしまってから、計画検討を始めたのでは、環境アセスと施設建設に要する期間のごみを受け入れていただくことは困難であります。

現行の施設を大切に長く使用することは重要なことではありますが、本市及び伊勢原市民、約27万人のごみを、安全かつ安定的に処理することが行政の責務であり、現行施設が使用できる間に更新計画を立て、両市のごみ処理に支障がないように対応していくことが責任あるごみ処理行政を遂行することであると考えています。

イ 耐震補強工事について

本年度実施している180トン焼却施設の耐震補強工事については、クリーンセンター稼働までの間の処理に支障を来さないように、最小限の経費(約5000万円)で建物を耐震補強するものであり、特に人命保護のために大地震が起きても瞬時に建物が倒壊しない補強をするものであります。抜本的な対策としては早期のクリーンセンター建設であると考えています。

ウ ごみの資源化・減量化施策との関係について

減量化・資源化を進めれば焼却施設は必要ないとの意見もありますが、クリーンセンターは、3Rの実践後に最終的に残った廃棄物を焼却するとともに、焼却の際に発生する熱エネルギーを発電や給湯などに有効利用する熱回収(サーマルリサイクル)施設として位置付けており、決して過大な施設ではなく、本市及び伊勢原市のごみの減量化・資源化施策を見込んだうえでの規模を算出しております。

エ 90t/日焼却施設の更新計画について

90t/日焼却施設についても、現時点で稼働から21年が経過し、更新施設の検討を進める時期に差し掛かっており、厨芥類の資源化施設を視野に入れて検討していきますが、最新技術の動向を見据え、適切な時期に更新計画を定めていきたいと考えております。

(2) 安全性について

専門委員5名による「ごみ処理技術検討委員会」において、通常時及び自然災害等の非常時の安全性についても評価しており、その結果、同委員会から「ストーカ式焼却+灰溶融方式」及び「流動床式ガス化溶融方式」は高い評価を得ています。

灰溶融、ガス化溶融に関しても実績は増えており、過去に発生した事故の原因を踏まえた改善もされていますので、事前に十分に対応できると考えています。

また、施設の運転に際しては、事故防止マニュアルや万一の事故に備えた対応マニュアルを整備し、万全を期すとともに、地元の住民の皆さんにも参加をいただき、管理、運営に係る「委員会」を設置し、運転状況に関する情報を公開し、透明性を確保した運営に努めます。

(3) 周知範囲について

周知範囲拡大の御意見もいただきましたが、周知範囲については県の基準に基づき、現時点で想定するクリーンセンターの排ガス量を基に実施区域の周囲3 kmを基本に設定しており、今後の予測評価書案等の手続きも同様の範囲で進めてまいります。

なお、いただきました御意見は次のとおりであります。

意見の内容
施設建設の理由が現在稼働中の施設の老朽化と耐震上の弱点を上げていますが私の考えはそうは思えません。伊勢原清掃工場 180 トンストーカ方式焼却施設はしっかりした耐震補強工事をする事によって今後 15 年以上の使用が可能であると思います。また生ゴミの堆肥化や分別収集の強化など（伊勢原市をふくめて）ゴミの総量を減らす方策を取る事によって十分活用してゆけると思う。
秦野衛生センターの跡地に 200 トンの焼却炉を建設しようとするクリーンセンター建設事業推進の理由としている現行伊勢原清掃工場の「180 トン焼却炉の老朽化」は、二市組合議会の事実とは違うと考えます。現在の「180 トン焼却炉」は 1994 年から更新稼働しまだ 12 年です。そして 2002 年にダイオキシン削減工事も行われました。従って「老朽化」はクリーンセンター建設事業推進の口実に過ぎないといわざるをえないので実施計画推進を中止すること。
伊勢原清掃工場の 180 炉は、補修によって老朽化していないはずで、まだ長く使えるのに、新しく作りかえるのは無駄なことです。
現在の衛生センターを移転して、とり壊して 200 トン炉の第 2 清掃工場の建設は、三ノ宮の清掃工場は修繕をすればまだ使えること。そして衛生センターについても耐用年数がまだ有効であるためまだ修繕すればまだまだ使える施設であることから反対である。
焼却炉は、これまで通り補修を加えていけばあと十数年以上は使用可能とされています。建物も耐震補強によって安全性が確保され、今すぐにクリーンセンターを建設する必要はないと思います。それにもかかわらず、平成 8 年から建設の検討を開始したことは「まず建設ありき」だった、と言われても仕方がないような気がします。ゴミ問題を含めて市民の環境意識は 10 年前とは大きく違ってきています。200 t/日の焼却炉を建設するかどうかは環境上大きな問題です。秦野市内に建設を急ぐ目的、理由について一般市民に分かりやすく説明してください。
クリーンセンター建設を必要とする理由について 1 現在使用中の伊勢原工場の炉についての評価、検討がなされていない。180 t 炉は平成 3 ~ 6 年にストーカー型に改造と共に、延命のための大改造が実施されている。予算も 21.3 億円かけている。更に平成 13 年に排ガス対策工事（ダイオキシンガス対応）で 17.85 億円。更に平成 18 年に耐震補強工事の実施。約 15 億円。90 t 炉は平成 12 年に排ガス対策工事、約 14.7 億円。これらを合計すると約 70 億近い予算が使用されている訳ですから適正な稼働期間の試算や評価がなされるべきです。 2 また 90 t 炉の扱いについては、平成 9 年の CRT では廃止。平成 15 年の CRT では存続。今回 18 年度のアセス計画書ではバイオガス施設と新たな考え方が出ているが、どの様な検討がされたのか？その背景、検討経過を示して頂きたい。特に市民に公開されたのでしょうか？
伊勢原の焼却施設は耐震工事を施せばまだ 10 数年は使用可能と聞いている。他方秦野の施設（し尿処理）は充分使用可能であり、しかも、近年新しく造ったばかりである。それを廃止してそこにクリーンセンターを造るなど金があり余っているならとも角、非常なムダ使いで市民の税金だからこそ平然と使用するとしか云いようがない。

意見の概要
<p>クリーンセンター建設に反対します。</p> <p>理由1 180トンの炉は1976年に建設し、1994年に炉の改造をしているので耐震補強工事を強めれば10～20年は使用可能と聞いている。(これを使いましょう)</p> <p>2 ゴミの減量化とリサイクル化</p> <p>(1) 生ゴミの分別と回集を全市に普及させ資源化(堆肥にする)。剪定枝、木材などもチップにし、活用する。</p> <p>(2) 家具、自転車などもリサイクル化する</p> <p>3 衛生センター跡地は盆地の底に当り、民家、学校もあり、建設用地外である。(環境破壊)</p> <p>4 発電も考えていると言われましたがゴミ減量化を進める方向に逆行するのではないか！(ゴミが減って発電停止、停電になるから、ゴミを出せ、ゴミ回集に他市からも運べ・・・では?)</p>
<p>クリーンセンター建設に反対します</p> <p>私は先日、伊勢原清掃工場を見学させていただきました。建物の耐震補強工事に15億円かかり、今後10～20年は使用出来るとのこと(震度7位まで)をお聞きし、現状維持で良いと思います。至急に、やらなければならない事が先にあります。</p> <p>企業、市民にゴミの減量に協力してもらうこと。 分別ゴミの出し方にも工夫を!</p> <p>(1) ペットボトル (2) ビン (3) 缶 (4) スチール缶 (5) ビニール (6) トレー (7) 生ゴミ (8) 剪定枝、木材 等々に分別すればゴミは減量される。</p> <p>現在、私達の地域(渋沢3丁目)では、生ゴミを市指定容器に入れて減量運動に取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境を売り秦野市が弘法山ハイキングコース、市民の憩いの場所にクリーンセンターを作るとは環境破壊し、市の美しい秦野市に逆行します。 ・工事費ですが123億という税金を市民のために介護、障害者、医療費、等の福祉に導入して下さい。これ以上、税金(医療費など)を上げないで下さい。 <p>従って絶対クリーンセンター建設に反対です。</p>
<p>循環型社会形成の推進の項目に関連して質問と意見。</p> <p>1 廃棄物(以下ごみと書きます)についての記述がないのはどうしてなのでしょう？ P3-(2)にて平成18年度に「ごみ処理基本計画」と「循環型社会形成推進計画」の策定予定とあります。となりますと平成15年3月に同様の2計画(表題が違う点もありますが)についての総括の上に作成されるものと思います。</p> <p>2 したがって本来なら平成18年度の策定後に環境アセスに入るべきだと思います。その点どう認識されているのでしょうか？ 質問致します。何か他に急ぐ必要があるのでしょうか？</p> <p>3 そこでこれ迄のごみ問題の経過をふまえて意見を述べます。(併せて質問も)</p> <p>(1) 今もって秦野市と伊勢原市のごみ収集方法が異なっているのはなぜか？</p> <p>(2) 関連して述べれば、これ迄の秦野市、伊勢原市、2市組合の三者の体制に問題があるのではないかと特にごみ問題を解決していく上で2市組合の役割が不明確に思われる。</p> <p>(3) ごみの焼却量が予測より増加しているのは取り組みに弱点がある。平成15年の予測で平成18年度は、秦野市42,516 t/年 平成16年度で43,004 t/年 伊勢原市29,606 t/年 平成16年度で29,228 t/年</p> <p>そもそも予測で平成13年(秦野市)で実績42,183 t/年 平成28年42,670 t/年となっており13年たっても減らない見込みとなっていて減量意欲がないものになっている。</p> <p>(4) 事業系のゴミが増加していないか？ どの様な手だてを考えているのでしょうか？</p> <p>(5) 生ごみの減量化堆肥化の取り組みが大きく遅れている。秦野市が分別回収をはじめたのが平成11年11月 今は平成18年(7年も経過している)</p> <p>(6) 毎年成長する樹木の剪定枝ごみの収集方法をもっと利便性をupして欲しい。(収集場所の細分化)</p>

意見の概要
<p>伊勢原工場の 180 t 炉の老朽化が進んでいると云うことですが、耐震補強を続けながら使っていて欲しい。</p>
<p>現行の伊勢原清掃工場の 180 トン焼却施設の老朽化は、必要な耐震補強の工事を施すことにより今後の使用を継続する事は充分可能と思われる。</p>
<p>伊勢原清掃工場は数年前に改造され、まだまだ利用可能だといわれています。無駄なお金は使わず利用できるものは最後まで利用するのが当然です。ごみの減量化、リサイクルを進めるのが先決です。</p>
<p>クリーンセンター建設には附帯施設を入れると300億円も経費がかかると聞く。このところの市政は、財政難を理由に公民館の有料化や学校給食の民間委託、老人福祉の削減など公共サービスを切り捨て、介護保険料などを値上げするなど市民の生活を脅かす傾向を見せている。こうした市政が財政難を理由に進められているのに、大金を投じれば、一層の公共サービスを切り捨て、市民負担が強えられることは目に見えている。さらに、現行の施設も度重なる改修によってまだ充分稼働できると言われる。まだ使える施設をスクラップすること自体無駄遣いであるし、まだ使える施設があるのに新規に大金を投じるのは税金の無駄遣いだと言わざるをえない。古谷市長は、クリーンセンター建設の見直しを訴え、当選した方である。今までの市政に代わる新しい市政を求めて投票した人々の期待を裏切ることなく無駄遣いは止め、市民サービスの向上と市民負担の軽減を進めてもらいたい。</p>
<p>市では生ゴミ減量化に取り組んでいる最中で少々づつでも家庭ゴミが減量していると思います。例えば家庭用ゴミ処理器の購入の際の補助金を出している。渋沢3丁目で実施しているゴミ分別して堆肥化する方法など生ゴミのリサイクルを全市に広げるよう努力をして行くために税金を使って下さい。</p>
<p>施設建設の理由として、現在稼働中の施設の老朽化と耐震上の弱点があげられています。しかし必要な補修と耐震補強工事を行えばよいのであり、新施設の建設を急ぐ必要はありません。それに要する費用は新施設の何十分の一で済みます。ただでさえ困難な市財政に新たな大きな負担を背負い込まないようにしてほしいと思います。</p>
<p>クリーンセンター建設には多大な予算を必要とする。又多大な労力をこの8年間で失って来ている。もっとこの労力と予算をごみの減量特に生ごみの減量に取り組むべきと思う。行政はその先頭に立って下さい。このまま本計画が進めば、弘法山の「ごみ焼却場」として後々に後悔の種になるだろう。</p>
<p>まだ使えるものを使わず新しく造りなおすことは無駄なものに莫大な費用を費やすことであり、それだけのお金を福祉・教育に使えば市民の暮らしに大きく貢献します。多くの市民はそれをこそ望んでいるはずで。</p>
<p>新しく予定している既存のし尿処理施設を解体してクリーンセンターを建てる事にも莫大な費用がかかり賛成出来ません。地域の住民もほとんどの人達が反対しています。</p>
<p>焼却施設は現在使用しているストーカ方式が一番安定して使えるとの事です。ほかに変える必要はないと思う。</p>
<p>クリーンセンターの建設に反対します 環境保全上の見地からとのことですが、まず123億円税金をかけて新たなゴミ焼却場を建設することは税金のムダ使いだと思います。私は現在65才で年金収入を主として生活しています。本年7月に昨年度より8倍に上がった市民税、県民税のハガキがきました。国民健康保険税も1.7倍、介護保険料は4.3倍となりました。まさにこれからの生活に不安感がいっぱいです。123億円を市民の福祉と生活向上にふりむけて下さい。 以下具体的な反対理由です。</p>

- 1 180 t 炉の老朽化の問題です。高カロリーが進むゴミ質の焼却、ダイオキシン対策の改良工事も終了し今後15～20年位は稼働できると聞いています。
- 2 建物の耐震構造の問題ですが15億円位震度7に耐える補強工事が出来るとの調査結果が示されたとのことで、急ぎ必要な補強工事を進めてください。
- 3 先日工場見学をさせていただきました。伊勢原市の分別収集、事業ゴミの大量排出など検討の余地があると思います。もちろん私もゴミの減量化に努力しますがご検討願います。
- 4 高齢化社会を迎え、経験豊かな高齢者の新たな職場の確保と物を大切に作る心を育てるため、家具、電気製品の粗大ゴミ、不用品のリサイクル事業を行い少しでもゴミの減量化をはかる。
- 5 伊勢原工場を残しながら新たなゴミセンターの建設では、国の施策である「ゴミ処理施設の集約化」、「広域化」に逆行し環境破壊の拡大につながらないか心配です。

クリーンセンターの建設はやめていただきたい。

現在使っている焼却炉は炉を取り替えてまだ10数年しかたっていない、耐用年数もまだきていないと聞いております。使えるものをどうして大切に使わないのでしょうか。秦野市では「混ぜればゴミ、分ければ資源」をキャッチフレーズにゴミの分別を6分別19品目分けて収集をしています。もっと市民にゴミの分類を徹底させゴミを少なくすることは焼却炉を長持ちさせるだけでなく、地球環境をも守っていくことに繋がっていきます。

秦野市は住環境が良好との評価で他県、他市からの移住する人も多いと伺います。山に囲まれ四季の移り変わりを肌で感じながらの生活は、何よりもかえがたい財産だと思います。しかし残念なことに盆地であるが故に空気の沈殿が起こってしまい、ここ数年夏になると光化学スモック発令がたびたびおこります。

クリーンセンターが稼動するようになるとゴミ収集車がたくさん集まるようになり、排気ガスを撒き散らし、さらに空気の汚染が広がっていくことが予想されます。周辺小学校、中学校、一般住宅も密集しており身体への悪影響、生活環境悪化に繋がりがねないと思われます。誇るべき環境が台無しになります。

さらに、クリーンセンターの焼却炉の煙突は59メートルになるとのことですが、設置される予定の土地は後ろに山があり、汚れた空気は市街地に流れ込みさらに空気の汚染は加速すると思われます。

今やるべきは、ゴミを徹底的に減量し資源化することです。壊れた自然は元に戻すのに想像もつかないほどのお金と時間がかかります。そうしないためにも今ある設備の焼却炉を大切に使い、活かし長持ちさせるべきです。

以上の見地からクリーンセンターの建設は中止にするべきと考えます。

ごみの減量化と電力をつくるということ、例えばセンターと電力設備が出来たとして減量化が非常にすすんだ(市民は良識をもつこれを徹底すれば発揮できる)とき電力設備はムダになる。こんな矛盾だらけなことに市民の税金は御免こうむりたい。又、電力云々はセンター建設を推進するための市民のめくらましではないか(さきの矛盾の別のあり方だ。そんな金があるなら福祉、社会保障などに使うべきである。

ごみを燃やして発電するサーマルリサイクルには、落とし穴がある。ごみ量の減少が発電量の減少に結びつき、他市町のごみをも受け入れる可能性が増大する。ごみ量、特に燃焼させるごみ量と埋め立てるごみ量の減少のために、行政も、市民も取り組める仕組みを作るべきです。

不要のクリーンセンター建設事業に施設整備費 123 億円及び周辺還元施設整備費数十億合わせて 200 億円以上の莫大な税金の投入は認められません。今やることは、約 50%のごみの堆肥化事業「10月15日秦野市広報 生ごみはごみじゃない」を全市的に市民の協力を得て推進することです。

意見の概要

今渋沢相互住宅で試験的に生ゴミを別回収しています。この取り組みを全市に広げて行けばクリーンセンターを作らずにすむと思います。出されるゴミ資源を有効利用できる方法を考えて下さい。

伊勢原市ではプラも可燃ゴミもいっしょの収集。燃やすカマは秦野市といっしょ。これもなんともこっけいな話。ハコ物行政そのものとしか思えない。不必要な計画としか言えません。

県下の「盆地」を守り、環境の好条件を保持するためには焼却場は不要です。ゴミ発電は大量焼却が必要となり、ゴミ減量に逆行します。本末転倒です。非科学的でもあります。

10月15日付広報「はだの」の一面に載った「生ごみはごみじゃない」という記事を読ませていただきました。私は、風間市議も参加されている「生ごみは宝!」の全国交流会に、毎年参加している者として、広報「はだの」にこのような記事が載ったことをたいへん心強く感じています。この記事から読み取れることは、秦野市だけで、燃えにくい生ごみが、家庭から出たものだけで、年間16,000トン燃やされている計算になります。伊勢原市でも、年間10,000トン余の生ごみが燃やされていることになります(「クリーンセンター建設事業環境影響予測評価実施計画書」(以下、「計画書」と略記します。))の32ページ「表2-2-17(1)」の焼却処理の数字から、類推しました。したがって、家庭から出る生ごみを分別し、堆肥化するとか、「計画書」69ページにある「厨芥類資源化施設(バイオガス施設)」とかを活用して、燃やさずにリサイクルすれば、私の計算では37%以上の焼却ごみの減量が達成されます。いまの焼却ごみの3分の1を超える焼却処理量の減量が達成されます。

いまの伊勢原清掃工場の90トン炉と180トン炉(90トン炉2機よりなる。)で上記のごみを燃やしていることを考えれば、3機の90トンごみ焼却炉のうち、2機を稼働させるだけで、十分まかなえることになり、200トン炉のクリーンセンターをつくる必要はまったくありません。秦野市は、180トン炉が老朽化していることを理由にクリーンセンター建設の必要性をいっていますが、これにはまったく同意できません。伊勢原清掃工場の90t焼却炉は、1985年に建設したものです。180t焼却炉は、1976年建設となっていますが、事実上、1991年～1994年にかけて、ごみ焼却炉そのものが全部取り替えられたものであります。もし老朽化をいうのなら、90t焼却炉よりも新しく取り替えられた180t焼却炉の方が、早く老朽化したことになり、まったく納得できません。

私たちは、以前、180t焼却炉が老朽化して、よく停止しているとの秦野市の主張が、正しいか正しくないかを確かめるために、焼却炉運転実績の情報公開を求め、その内容に基づいて、伊勢原清掃工場の職員と懇談しました。そのとき、停止した理由は、椅子などの焼却炉に投入すべきでない物が投入されて停止したものであって、焼却炉の老朽化とは結びつかないことが明らかになりました。結局、老朽化しているのは、焼却炉ではなく、焼却炉を収容している建物であり、震度7の地震が来れば倒壊の恐れがあると診断されているとのことでした。今回予定されている建物の耐震補強が行われれば、180t焼却炉の老朽化の理由は、まったく成り立たなくなります。

私は、以上の理由から、ごみ減量をさらに進めて、90t炉3機のうち2機を使って、ごみの焼却処理ができるようにし、伊勢原清掃工場をできるだけ長持ちさせることによって、クリーンセンターの建設費などを節約するべきであると提案するものです。そうすれば御門地域住民の反対理由も、もちろん、解消します。

この提案を実現するための最大のネックと考えられる点は市民に生ごみの分別に協力をお願いしなければならない点です。しかし、クリーンセンター建設に税金(直接的に100数十億円、付帯施設を含めると300億円に及ぶ税金が遣われるときいています。)を遣う前のいまなら、生ごみを分別して市民にクリーンセンターに遣う税金を節約するために必要だから、と呼びかけることができます。この絶好のチャンスを逃せば広報「はだの」で呼びかけている「生ごみはごみじゃない」=「生ごみは宝!」を市民全体のものに広げるチャンスを逃すことになります。

燃えにくい生ごみを含めて、ごみは燃やすものとする、資源のムダにつながり、コストがかかり、ダイオキシン問題が発生する最悪のごみ処理をいつまでも続けることは、地球温暖化を防ぐためにも、許されないことです。

箱物に無駄な税金が遣われ、福祉や教育への税金が減額され、談合事件が各地で起きています。その上、増税が押し寄せてきているいまの情勢の中で、このような呼びかけをするなら、市民の大きな協力が得られることは疑いないことだと思います。ぜひ、このような方向へ、新古谷市長が市政の舵取りを進めていただきますよう、切望するしだいです。

対象事業の目的又は実施を必要とする理由に疑問があり、計画に反対します。

「ごみ処理イコール焼却」という考えは環境汚染、経済性に問題があり、見直しが迫られています。市民の協力を得てごみの分別収集を徹底し、焼却ごみを減らす取り組みは、秦野市においてはかなり減らしていると思います。これを、広報にも書かれたように、生ごみの分別にまでひろげれば、焼却ごみは格段に減少するはずで、遅れている伊勢原市にも同様の努力を要請すれば現在の焼却炉で十分対応できると考えます。

市民が納めた大切な税金で大型焼却炉を新設しさらに大量のごみを燃やしつづけることを市民は望みません。焼却ゴミを減らす努力を徹底し、環境にも経済にもやさしい市政、政策を実行するためなら、市民は協力を惜しまないでしょう。これは伊勢原市民も同じだと思います。行政の真摯なとりくみと、市民への呼びかけが第一に必要です。21世紀は地球的規模で環境保全と、破壊された自然の回復をはかることに、人類の存亡がかかっています。まさか・・・大げさな・・・と言えない事態です。頭の中だけのことにせず、もう決まった事業だから、かえられないなどと言わずに、もう一度、本気で見直す勇気をもってください。

私の家では以前、隣の畑を借りて野菜を作っておりました。その時、コンポストを使って、生ゴミはほとんどそこに入れ可燃ゴミはほんとは少しでした。広報はだの10/15号にも載っていたように、生ゴミはゴミではないと思います。一人ひとりの意識でゴミは確実に減るのです。秦野では分別はもう当たりまえですが、隣の伊勢原市ではまだ分別されてないそうですが、早急の実施されるべきです。ゴミの減量が進めば、新にクリーンセンターなどいらないと心から思います。

秦野市は盆地なので環境に悪いのは目にみえています。秦野は自然がいっぱいで空気も水もおいしいと、ぜんそくの方など川崎、横浜などから移り住んでおられる方も多いと聞きます。秦野はもうだめにしてしまうのでしょうか？秦野の観光スポットである弘法山も泣いてしまいます。クリーンセンターは絶対必要ないです。

計画書資料からも「生ごみ」を燃やさずにリサイクルすれば37%以上の焼却ごみの減量が見込まれます。昨今叫ばれている「地球温暖化」の視点からも、脱焼却ごみの資源化は必要と考えます。秦野市も10月15日付広報「はだの」で「生ごみはごみじゃない」とのアピールを行いました。是非この視点より計画の見直しを求めます。

そんな金があるのならもっと福祉を充実させてほしい

クリーンセンター建設は莫大な税金が投入されます。秦野市民として税金は大事に使ってほしいと思います。

莫大な費用がかかること、今、様々な形で住民へのしわよせが増える中、もっと市民本位に市政がなされることを希望する。大切な税金が投入される事になるのですから。

土地選定が区画整理事業がらみであり、非常。事業の継続が不可能にもかかわらず決った事。地元住民の合意の無さは大きな問題である。

公民館等を利用して困るのは、現代のように映像文化の進んだ時代とは思えぬほど、映写施設、設備が不備であることだ。ビデオデッキが壊れていても直してもらえない、プロジェクターが無い、受像機が小さくて古い、ビデオデッキは持ち込まねばならない。など。市民の文化活動が行なえるように予算を配分してほしい。

クリーンセンターを建設しなくても、現施設の補修使用、伊勢原市のゴミ減量化などにより、クリーンセンター建設に要する莫大なお金を福祉や市民の文化活動推進の方にまわしてほしい。

意見の概要
<p>税金の使い方に問題があり、クリーンセンター建設に反対です。10月からの介護制度の後退に到っては、それまでの年金制度、市民税健保税の軒なみの市民負担で、いかに市民の生活と命が不安定になっているかを、市長はご存知でしょう。このような情勢のとき、税金の使い方に順序があります。伊勢原の既存の処理所の耐用年数も充分あるところから、まず住民福祉に予算を一番にまわすべきです。</p>
<p>ゴミはただ焼却すればそれで良いところこの発想なら改めてもらわねばなりません。ドイツの例は市長も良くご承知のことでしょうが、国家の政治政策として根本的に根本からゴミ問題と立案しなければなりません。ましてや市政誕生時から引きつづき、国は政治を放棄しているもの、即ち「地方」に何もかも負担を強いていることの一つに、このゴミ問題もあります。ゴミ問題を地方の住民に負担をおっかぶせることに市民は国に進言してこそ、市民のための市長です。</p>
<p>クリーンセンター建設は建設する地元をはじめ、多くの市民が反対しております。環境影響評価するような環境にないと思われるので実施計画(案)に私は反対です。また、ごみ処理の社会の方向性は、E C O志向であって燃焼してすべてを灰にして埋めれば良い時代ではありません。生ごみまでも分別収集してリサイクルすることが地球温暖化の面からも求められています。プラントメーカーの言い分を何の検討もなく「ごみ処理プラント」に丸投げするのでは、終わりのないごみ戦争に巻き込まれるだけではないでしょうか。</p>
<p>「計画書」3ページの「(ウ)今後の位置付け」には、「時点修正を図っていく」と書いてある。この書き方では「平塚、大磯、二宮ブロック」のごみが、クリーンセンターに持ち込まれる可能性が残っている。盆地である秦野市のクリーンセンターで他市町のごみが持ち込まれる可能性が残る計画には、反対である。</p>
<p>P3の広域処理を記した位置づけなどの文面の中で「時点修正」の言葉が4ヵ所使われている。大変、都合の良い言葉とお見受けした。本計画で造る炉にくべるゴミは「秦野と伊勢原の分だけです」と言って、市民～地域住民を安心させておいて、県の通達指導(命令)のもと、小ブロックの枠を外したり(湘南西ブロック、3市2町体制確立)、産業廃棄物のなし崩し的受け入れ、そして「時代の要請」などと言っの全面民営他・・・。「時点修正」の文言を即刻削除せよ。そして、「二市体制は将来的に減らす事はあっても、増やす事は決してない」「産業廃棄物は、今後も一切受け入れない」と誓え。そうでないと、環境影響云々を論じることができない。</p>
<p>建設予定地は市の中心部に近く多くの住宅や学校などの公共施設も存在する。また市の代表的な名勝地である弘法山の真下にあたる環境上も景観上もよくないと思います。</p>
<p>駅、住宅街にこれほど近い場所になぜ造るのか、理解できない。再検討を望むとともに本計画に反対します。</p>
<p>予定地周辺の住民がつよく反対しています。自治会ぐるみで反対している御門だけでなく、近隣の広範な住民が納得していません。</p>
<p>ごみ問題は市民生活に直結する重要な問題です。生ごみの堆肥化や分別収集の強化など、ごみの総量を減らす方策とともに、終末処理の方法や施設の立地などについても、これまでの行きがかりにとらわれず、市民の叡智と協力を結集して再検討くださるようお願いいたします。</p>
<p>環境を汚染する施設建設には反対します。住宅密集地に隣接する位置に建設を計画するなどは最も愚策です。</p>
<p>焼却炉が必要な事はわかりますが、市街地にあんなに近いのは危険です。これから子供を育てるのに不安です。</p>
<p>古谷市長は用地選定作業の経過を「おおむね妥当」としたが、妥当ではなく二宮路線への「妥協」ではないのか。 P4、前提条件の整理の項を見れば、広域処理体制の維持、・・・伊勢原清掃工場との連携、とある。これはとりもなおさず「清掃工場は、常に両市境に造る」決意を表わしている。しかも、伊勢原の180 t、90 t 各炉解体後の160 t 炉新設をハッキリ明示していない。</p>

両市境の住民は、どっちから風が吹いても常に煙の影響を受け続け、それ以外の住民は涼しい顔。これは不公平を乗り越えて「行政の犯罪」である。

- 1 住民・地域の環境保全を期するため、住民の住民による住民のための廃棄物処理を行うこと。
地方自治法一条の二は、住民の直接の福祉に関する事務は市町村が行うことをうたい、廃掃法は、一般廃棄物の処理が市町村の事務、すなわち住民福祉に直接関係するものとうたっている。いわゆる、国、県はより広域的な見地より事務を司るのであって、市町村は住民福祉の見地から国や県の施策が不相当と判断される場合にはそれに従う必要はなく、むしろ国や県は市町村の自主性を尊重しなければならない。
- 2 住民・地域の環境保全を期するため、国の循環型社会推進施策をそのまま受け入れる必要はないこと。
国は国全体の立場から施策を行うもので、必ずしも住民の福祉を第一として考慮されているとは限らない。循環型社会施策もその例にもれない。環境施策の中に経済施策等を取り込むことは十分にありうることであり、むしろ経済施策のために「環境」を利用することもある。この循環型社会施策が、「環境」という名を隠れ蓑にした静脈産業の育成にあることは一目瞭然であり、国民の血税を同産業に振り向けることが第一目的である。
- 3 住民・地域の環境保全を期するため、廃棄物処理方法としての焼却・サーマル関係は排除すること。
産業の育成は国の重要な施策であるが、住民・地域の健康被害や環境汚染を犯して進められるものでないことは明らかである。廃棄物の焼却処理は、甚大なる健康被害と環境汚染を引き起こすのものとして、国際条約（ストックホルム条約）等で確認されており、世界はこれを廃絶する方向にあるにもかかわらず、日本は循環型社会と称し更に同処理方法を推進し、健康被害と環境汚染の過ちを繰り返そうとしている。諸外国や国際機関等からの指摘にも関わらず、因果関係未確認という言い逃れで、世界を震撼させた公害の発生を繰り返してはならない。又、廃棄物焼却処理により、公害が発生した場合には、事業主体ではない国・県は責任をとらず、第一に市長、市関係職員が重大なる未必の故意責任を問われることになる。
- 4 住民・地域の環境保全を期するため、国・県からの補助金・交付金を排除すること
循環型施策、即ち「環境」という名を利用した静脈産業の育成（税金使用）を実効あらしめるため、国・県は補助金・交付金制度を利用して市町村からその自主性を奪い、実質的には施策の強制を行っている。この補助金手段は、環境破壊、住民健康被害等、地域を犠牲にして成り立つ施策を推進する場合には、とりわけ巧妙で有効なものとなる。廃棄物焼却処理はその危険性・害毒性が国際社会から指摘されており、このような処理方法を排除し、市町村の自主性を確保するため補助金・交付金を拒否しなければならない。又、補助金・交付金は事業費の水増しと談合を煽るものであり、補助金を拒否した市町村事業の中には、見積の半額で落札され市町村の独自の予算で賄うことができ、その自主性の確保と共に結果として税金の無駄使いを防止した例もある。
- 5 住民・地域の環境保全を期するため、徹底した分別収集と住民教育を行うこと。
補助金・交付金は、処理施設の選定にまで枠組みをはめ、これを市町村に強制するものであり、更には、ごみ減量の重要性和排出者責任を学習認識しつつある住民の努力を無に帰す可能性がある。秦野市は厳しい分別収集等ごみ処理合理化・減量化の旗手としてそれを誇りに思う市民もいる。その背景には、現在の焼却炉がすでに耐用年数を経過しているという事情があるが、それは徹底分別やごみ減量もやればできるということ、及び少なくとも現在と同規模の施設は不要であることを物語っており、いわんやこれまでの住民の努力を無に帰すような処理施設（分別不要を売り物にしているような施設）はその選定に十分な検討を加えなければならない。

甚大な健康被害と環境汚染、加えて稼働面・機能面で事故等を引き起こす可能性が大きいガス化溶融炉、灰溶融炉を、住宅密集地であり多くの小学校や福祉施設のある市街地に計画することは信じがたい暴挙である。秦野市は予想されるものだけでも丹沢地震、伊豆地震、東海地震を定

期的に被る地域であるが、その点は考慮されているのか。仮に地震による爆発が起こった場合、2次3次被害、廃棄物未燃焼によるダイオキシン等の大量流出の発生は想定に難くない。公害と大惨事の責任は誰がとるのか。

焼却 = 環境汚染です。そんな施設を街の中心につくるなんて考えられません。絶対反対です。秦野は山がいっぱいあるのだからもっと山寄りにつくれないのでしょうか？土地がなければ戸川公園にでもつくったらいかがでしょう。伊勢原から遠くなるという意見もあるかと思いますが、両市内のどこにあって、ゴミ収集車の総走行距離が同じなのは、ちょっと考えればわかります。市はどうしてここに建てたいのでしょうか？都市計画道路や加茂川土地区画整理事業とのキナ臭い関係を考えてしまいます。市民の健康を第一に考えて行動して下さい。

ごみ焼却処理施設(クリーンセンター)は、実施ありきの評価基準で、先に建設位置を定めてしまって住民不明の環境影響予測の調査で、計画から既に10数年を経過している問題であり、もう一度振出しに戻るべきである。当初計画した位置も、どこでどう変更になったか知らないが、昔の位置に変更し、タウンニュース紙でも各方面から意見が寄せられ、ごみ焼却施設は市民住民の声を反映して公平な行政をとる事、まさに迷惑施設は公平にと思います。あの地域は当初からごみやし尿の処理施設には相応しくない場所ではなかったのでは、昭和35年代に弘法山が神奈川県八景の景勝地に指定されたにもかかわらず、昭和30年の中頃に入り、ごみやし尿も法改正から埋め立ては出来ず市街地、特に本町地区のごみ、し尿を処理することで、本町御門ではあの地域には数件の農家しかなく収集地区も本町中心でごみ処理場が建設され、その後、昭和38年にし尿処理場も建設され、伊勢原市を初め数市町村のごみ、し尿を処理する施設になって来た。

しかし、収集地域は調整地区の農村まで拡大し、ごみは伊勢原市、し尿、斎場は秦野市でと暗黙のうち両市の取り決めがされたのでは、平成15年の市政方針の代表質問では、クリーンセンターの建設は先進施設を見ていただきとか、用地は決定した、後は二市組合で建設するのみと言いながら、その言葉の乾かぬうちに、ぬけぬけと簡単に地元の反対から撤退をする議会も市民を愚弄するのも甚だしい、本当に緊急性を要するのか疑問を感じる。

既に、ごみ焼却施設の位置は、公共下水道の施設内に無駄な経費を6億だか8億だか投入し、し尿処理施設を造るなんて馬鹿なことを実施し両市の責任体制を明確にし運搬効率もいいとか訳の分からないことをたれ、なら斎場も両市別にすればいいのでは、クリーンセンター予定地周辺は、ごみ処理施設が建設された時は、運搬する車両はオープンでごみと同時に蠅も運んできて周辺住宅では天井から蠅取り紙を下げていても蠅でビッシリ、天井は蠅のクソで真っ黒、洗濯物は煙で臭く、冬でも日当たりのいい雨戸には蠅がビッシリなんて事も聞いている。

し尿施設のあるところで、当初からごみ処理施設があったから、ごみ処理施設に変更してもいいだなんて、市長の勝手な言い分は通らない、過去に施設の原始的な方法から迷惑を被った住民になぜ2度3度と同じ苦汁を味合わすのか、周辺の土壌のダイオキシンの調査はしっかりしたのか、まして最近では新興住宅が張り付き同意どころか聞き耳持たずで話にもならない。近代的な施設では過去のようなことはないものの、半世紀に渡り迷惑を被った住民に悪いイメージ的な苦汁を味合わす事はない。

タウンニュース紙でも、市内の工場地帯で空き地を購入してほしいとの打診もあったと読んだ記憶があるが、余分なし尿施設の建設をしなければ買えたのではないのか。市が所有する土地で図書館裏未利用地を当てにもならない駐車場のまま置かないで、ごみ焼却施設の建設をしそこで生ずるエネルギーを周辺公共施設に配分すれば一石二鳥ではないか、周辺住宅もないし、建設に反対する住民もいないでしょう。し尿施設など、現状の施設でくみ取り家庭や浄化槽が減少すれば自然消滅だろう。ごみ、し尿、公共下水道、斎場、総てが旧の秦野町住民に、未来永劫迷惑施設で本町住民の頭から離れないで、商店街はゴーストタウンで町は破滅、歴史とともに発展した十日市場の秦野町は末期の病人、市民に公平な立場で、出戻りした計画は破棄し初心に帰る事である。

半世紀前から弘法山という神奈川県八景に指定され市民の憩いの場所となっている場所にごみ焼却場は相応しくない、し尿処理施設も今の施設が使用できなくなる頃には、総ての施設はなくな

り、観光地として多くの人々や子、孫に自慢の出来る憩いの場所になるでしょう。環境の大気汚染、水質汚濁の意見とは相違がありますが、行政主導方法でなく市民本来の行政が民主主義の在り方ではないでしょうか、考えてほしい...

弘法山周辺は低山ハイキングとして、中高年の人達にとても人気のある場所です。ハイキングだけでなく自然観察会、探鳥会（私の拙い知識だけでも植物は数100種、鳥は40～50種です。実際にはこの何倍もの種類があるし、いると思います。）こういう環境の中、憩いの場として多くの人に親しまれているま近にクリーンセンターを作ることは考えるまでもなく環境悪化につながります。秦野市にとって貴重な自然遺産を失うこととなります。

クリーンセンター建設用地は、秦野市の一級の観光地であります。市民はもとより、他市の人も弘法山に来られる人は、たくさんいます。その地に、ごみ焼却炉を作るといのはおかしい計画と思います。

計画を見なおし、現在の焼却炉を改善し用するとか、他の土地を探すとかを計画していただきたい。

用地選定経過（P4-P6）に関連して

1 曽屋加茂川地区に決定した二次選定に疑問があります。

CRT計画上の視点で5項目選定しているが、その中で、収集運搬の効率性 選定場所の広域的機能性（伊勢原工場との位置関係） 関連施設との近接性が入っています。これでは伊勢原市と近い所が必然的に決定する事になります。結果的には公平な選定とならず、先に結論ありきの選定ではありませんか。現市長はこの点どう検証されたのでしょうか。

2 建設用地の変更について

平成15年3月に用地を衛生センター跡地に変更決定した。およそ5年をかけても不調に終わった最初の候補選定の教訓はどう生かされているのでしょうか。詳しい事情は知りませんが、同じ轍をふんでいる様に思います。

(1) 現在の伊勢原工場の耐用年数の検討をしないで、1本道で実施計画を進め様としている事。これには賛成出来ません。私見では15年は使用可能と思う。

(2) 弘法山公園の存在と両立しない。

憩い、休息、リフレッシュ、景観、空気（良い）等が求められる公園に対し、クリーンセンターからは少ないとはいっても、ダイオキシン、ばいじん等大気汚染物質が排出され、逆転層により空気がよどみ、健康悪化させる。更に、交通量増加に伴う車の排気ガスが加わる。

(3) 平成18年9月、地元自治会より建設の白紙撤回の陳情が出ている。地元の意向を無視して強行する事は許されないとします。

用地選定経過について

1 秦野市内に新しい焼却施設をつくる理由として、伊勢原市の現施設内での建て替えが困難である 伊勢原市に2ヵ所の焼却施設をつくることは同市市民の理解が得られない、の二つをあげていますが、これはおかしいのではないのでしょうか。二市は、伊勢原にゴミ焼却場、秦野には火葬場というように長年にわたって役割分担をしてきたのですから、もしゴミ焼却炉をどうしても更新しなければならぬとしたら、それは伊勢原市内につくるのがスジです。伊勢原市内に200t炉が新設されても、いずれ現在の180t炉は廃止されるのですから、結局、焼却量の総量はさして変わらず、ただ施設が分散したということにしかありません。適当な場所さえあれば伊勢原市民の理解は得られ、不公平感が生まれるとは思えません。

2 逆に、秦野市民にとっては、火葬場に加えて二市のゴミ処理のおよそ三分の二を受け持つことになり、地元住民だけでなく多くの市民の間に不公平感と環境への懸念が広がるのはきわめて当然なことです。つまり秦野市は、伊勢原市民に対しては過分の配慮を示しながら、私たち秦野市民に対する当然の配慮と責任に欠けています。火葬場とゴミ焼却場という役割分担の枠組みを壊すことになるのですから、用地選定の経緯および伊勢原市の考え、建設費の総額、それぞれの負担額、交付金なども含めて、市民だれもが納得のいく説明を求めます。

3 以上から、今回の用地選定は白紙にもどして、どうしても新しい焼却炉が必要ならば、二市組合は伊勢原市内に用地を求めると同市および市民の理解を得る努力をするべきと考えます。

位置又は実施区域及び周辺地域の環境の特性について

事業地は秦野駅から1km、市役所から1.5kmの位置にあり、住宅密集地帯にあり、病院、学校、幼稚園、保育園などが集中しており、いわば市の中心部の東端といっても過言ではありません。しかも短期的評価とはいえ、光化学オキシダント、浮遊粒状物質、二酸化窒素は環境基準を達成していません。前述のように、もともと秦野市内につくる必要のない焼却施設をこのような場所に建設することは、市民常識から考えられないことです。計画書には建設地区の優位性が列挙されていますが、デメリットも明らかにしなければ行政としてフェアな姿勢とはいえません。盆地の特性からいっても、排ガスは容易に盆地内に貯留することは明らかです。ひんぱんに光化学スモッグ注意報がだされる現状からみても、これ以上の大気汚染は許せないと考えます。酸性雨・酸性霧の要因になることも予想されます。市は「現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活を確保すること」(秦野市環境基本条例第1条)の実現に向けて真剣に考えてください。

秦野の盆地に大型の焼却施設が建てられた時に生じる気象や地象又、観光地の弘法山を背景にしての建設は大きなマイナスになると思います。もっと良く調査すべきではありませんか。

秦野は盆地です。その真中に清掃工場をつくることは大気汚染物質を盆地に充満させ、公害のもととなる恐れがあります。また建設予定周辺には学校もあり、影響も大きいと思われる。

現地は秦野市で標高が一番低い位置にあり、秦野盆地の底にあたる部分です。蓑毛や寺山方面から見ると、霧が立ち込め空気が動いていないことがよく分かります。煙突から出た煙は拡散せず、盆地にふたをするようになることが心配されず、また付近は住宅建設が急ピッチで進んでおり、環境の悪化は避けられません。

現地(標高約100m)の間近に浅間山、権現山(243.5m)弘法山があり、東京、横浜方面からのハイカーが毎日訪れます。また多くの市民の絶好のウォーキングコースになっており四季を通じて利用しています。西風が多いといわれる秦野では59mの煙突から出る煙はちょうどこの山を直撃することになります。絶対に許せません。

私は第二清掃工場(仮称)候補地調査表(No-2資料)にかんがみ第二清掃工場が秦野市民の健康と生活に及ぼす影響が大きいと思い、意見を述べます。

1 候補地の選定について(No-2資料)

環境アセス項目でないので適当ではないと思いますが、新市長の立候補時は“再検討”ということでした。当選後は“問題なし”ではいかがなものか。

2 地形・断層について(No-3及びNo-4資料及びNo-5)

調査表によると“無”となっているが調査資料の公開を求めます。

3 恒風(西北西)の影響をうける市街地の有無について

調査表によると“無”となっている。第二工場予定地より2km以内に南矢名地区の瓜生野やグリーンヒル住宅が含まれるかどうか(No-6～No-7資料)

4 人への影響部分について(汚染)

人の近接しない場所の選定“2”点評価はあまい。建設予定地の背後(南方～東方)は浅間山から権現山、弘法山は県立公園で観光の名所として県内外から観光客が訪れます。ましてや工場の煙突と浅間山はほぼ同じ高さになる(高低差20M位?)。本町地区のすべてと河原町、中野、上大槻地区共に南地区も2km内にある。(資料No-8及びNo-9とNo-10)

5 空地になっているので“測定塔”を建設して風向き等を調査するのが先きと思う。

(添付資料9枚)

導入する計画の灰溶融、ガス化溶融炉は全国各地で事故が多発しており安全性に問題があるので

はないか。
流動床式ガス化溶融方式と灰溶融方式について、これらの方式は、当初の施設コストも高く、ランニングコストも高い上、各地で爆発事故を起こしている。未確立の技術であり、導入には反対である。
クリーンセンターがとり入れようとしている溶融炉の技術は、大きな規模の施設としては、技術的検証がされていない。溶融スラグの安全性も検証されていない。各地で溶融スラグを使いきれないで、山積みされているところをみてきた。もし、安全が保障されるなら、日本工業規格がつかはずではないか。
住民・地域の環境保全を期するため、対象施設の検討は前広に行い、より安全な施設を選定すること。 補助金・交付金はある特定産業に税金を振り向けることにあるので、結果として補助金・交付金の枠組みから外れる技術や施設等は除外されることになる。しかしながら、技術は日進月歩でありこれら除外されたものの中には、より安全でより環境汚染を発生させず、加えてよりコストの低いすなわち税金を使わない技術・施設があり得ると思われる。ガス化溶融炉・灰溶融炉はその甚大な害毒性・環境汚染性が国際社会より指摘されている焼却炉の最たるものであり、加えて稼働面での問題（爆発事故、機能不全）が指摘されている。最重要なのは住民の健康・福祉であり、補助金にとらわれず、より安全で、可能な限り低廉なものを選定しなければならない。
焼却方式として検討されているガス化溶融は技術的にもその安全性は未解明であり、その安全性には疑問を持たざるを得ません。
クリーンセンターに導入が計画されている灰溶融・ガス化溶融炉施設は、各地で事故が多発し、技術的にも安全性にも問題がある施設で建設は認められない。
クリーンセンターに導入される計画は灰溶融・ガス化溶融方式とも、各地で事故が発生し安全性に問題があるときいている。当事者は、実際に視察し十分な検討がされたのか、技術的に確立していない事業への取り組みは、もっと慎重にされたい。
灰溶融、ガス溶融炉については、各地で事故が発生していること、最近のマスコミ報道で、ある自治体で導入をしたが年に5回しか稼働しなかったことで社会問題となっていることから溶融炉の導入には反対である。
ストーカ式焼却は県企業庁パイロットプラント（現相模原市、津久井、葉山）の実証例があるがガス化溶融式の場合、NEDOの実例を挙げて下さい。 ガス化溶融式の（乾燥、予熱帯）（熱分解ガス化帯）燃焼帯、溶融帯等の各々の温度を明記されたい。
対象事業の概要（P69～72）について 1 ごみ処理方式の検討経過については理解出来るのですが、評価項目については処理システムと処理方式について評価表を公開して下さい。専門外の私共には理解出来ません。 2 焼却灰等の溶融に依る資源化を図る（P2）とありますが全国の実例を知りたい。 3 稼働実績（選定した以外のシステムを含めて）をまとめて欲しい。
道路アクセスについて 都市計画道路の完成の見通しがなく伊勢原側からは問題が多い
そもそも依然「焼却方式」にたよっていること自体おかしいと思う。リサイクル等の具体的な計画も見えてこないし、将来への展望がない。本当にこの計画で、子供たちに自慢できるのだろうか。本計画に反対します。
実際に廃棄物発電を実施している事例には、焼却炉内のボイラー腐食問題等からして、発電効率は15%程度であるが、本事業の最高は何%を予測しているのか 高温、高圧の蒸気発生は何度 で何気圧でしょうか。 発電効率について明記されていない。

意見の概要
<p>クリーンセンターに導入が予定されている「ごみ発電」はごみを大量に必要としており、市も市民もごみの減量に努めておりこれを台無しにするごみ発電計画のクリーンセンター建設事業に賛成できません。</p>
<p>P5に「地下水をクリーンセンターの冷却水として活用できる」とあるが、何ごとか!? し尿等の希釈水に使っていた事も問題だが、呆れるばかりだ。秦野の地下水ハイテク汚染事件、市は真相を公表することなく汚染企業などから協力金を取ってお茶を濁し、「人工透析」などと称して税金を投入して汚染企業の尻ぬぐいをしてきた。市民は一時的にせよ毒水を飲まされ、取水場でのばっ気によって大気にばらまかれた汚染物質を吸わされてきた。そして相変わらずうまい水(地下水)を汚染企業達に使わせ続け、市民は酒匂川の下流のまずい水(県水)をブレンドされた水を飲まされている。まずい水は工業用水で消費しうまい水(地下水)は一滴残らず市民に水道水として供給せよ。そうしてこそ環境と市民の健康に配慮した事になるのではないか。冷却水使用などもっての外だ!</p>
<p>本実施計画の手続きを進める事自体に反対する。 「クリーンセンター」なるふざけた名の第二清掃工場計画は、行政が勝手に決めて、強引に地域に押しつけているだけのものである。その状況は、この計画が水面下から急浮上して以来の約8年、何ら変わっていない。地域住民に、しかも自治会ぐるみでここまで反対されている現計画を「理解を得ながら進める」との言葉を繰り返しつつ、その手続きを強引に進める事は、明らかに誤っている。即刻、中止すべきである。</p>
<p>環境アセスの問題点としては、住民参加が保証されていないこと。関係住民が縦覧段階で資料を十分理解することは、ほとんど不可能です。訳のわからないうちに手続きが進められてしまっているのは問題があると考えます。そして住民の意見を聞いてどれだけ反映できるのか疑問があります。</p>
<p>市(秦野市)から県へ申請提出済となっている状態では? 反対運動、署名運動を進めても無理な状態では? 何か決定的な方策は出来るのか 代議士、県議に対し何か手を打って(相談等)は進んでいるのか? 時間ばかりが(スタートから5年)経過している(手遅れにならない様に)</p>
<p>クリーンセンターの建設について、周辺住民の基本的な同意が得られていないこと。もっと時間をかけて充分な話し合いがされるよう希望する。</p>
<p>環境影響予測については評価すべき段階でないことを申しあげます。評価を問う以前の問題です。 この10月限りで市民の声がくみとられると考えるならば問題です。建設事業が始まるまでに10月以後も、もっともっと機会をつくって、市民参加の対議対論を重ねるべきです。民主主義の形骸化は「地方自治」の名にかくれた、うすっぺらいものであってはならない。</p>
<p>クリーンセンター建設に反対します。市長は選挙の際、建設について十分考えると公約しあかかも「建設中止」を匂わせました。しかし当選後はすぐに建設を決定し、それを前提にアセスメントを強行しようとしています。市民をあざむくものです。まず反対している地元住民や多くの市民と十分な話し合いをすべきです。</p>
<p>建設ありきで進めないこと。この計画は十分住民に知らされていない。</p>
<p>周知する地域を半径3kmを基準に、その範囲に含まれる自治会(大字)を単位として「関係地域」としているが、それは不十分であり間違っている。秦野の恒風を西寄りの風と位置付けているならば、西側はともかく、東側ではその範囲を拡げるべきではないのか? 鶴巻は西側が範囲に入っているのは、東側が含まれていない。さらには鶴巻南、鶴巻北が入って</p>

いない。平塚市域でいえば、真田、東海大学キャンパス（北金目）が入っていない。道路1つへだてて、これらの地域には排煙の影響を一切およぼさない、と言えるのか？保障するのか？もし保障ができぬのなら、周知範囲に上記地域を含め、本実施計画の手続きをやり直すべきである。市は「キリがない」と言うだろうが、上記5地域は外せる道理がない筈である。

環境を汚染する施設建設には反対します。

何故なら秦野の自然を愛し子や孫もこの地で人間らしい生活をさせてやりたいからです。

絶対反対！！住民の健康を考えなさい！！

住民への健康被害を考えて下さい。

有害物質が大気中に排出される焼却炉の建設に反対します。ハイキングで行った弘法山の自然を大事にして下さい。

地元では絶対に反対と云っています。行政が力でこれを押しつぶそうとしている。

事業の内容が納得出来ない。

住民・地域の環境保全を期するため、中小企業等からの幅広い入札も可能となるよう公平な公募を行うこと。

より安全でより優秀でより低廉な技術と施設を期し、加えて談合等を防止するため、国や県の補助金・交付金の枠組みにとらわれず公募すること。

選挙の公約で古谷市長はクリーンセンターを見直すと言っていたので投票したのに裏切られた感じでした。

クリーンセンター建設事業環境影響予測評価実施計画書
に対する住民等の意見と事業者の回答

平成19年(2007年)2月発行

編集・発行 秦野市都市経済部都市計画課

秦野市桜町1-3-2

電話 82-9644(直通)

FAX 82-6256

Email t-keikaku@city.hadano.kanagawa.jp

秦野市伊勢原市環境衛生組合施設計画課

秦野市曾屋4624

電話 82-2500

FAX 83-5933

Email info@hadanoshi-iseharashi-kek.or.jp